

建設発生土の受入れ地募集要項

1. 募集の趣旨

鹿児島県道路公社の指宿有料道路（Ⅲ期）山田 IC 改築工事に伴い発生する建設発生土の有効活用を図るため、建設発生土の無償による受入れ地を募集します。

2. 応募条件

（1）応募できる方

鹿児島市内において、埋立等を予定している土地を所有あるいは貸借されている方で、概ね令和元年 10 月から約 1 年間に建設発生土の受入れが可能な方。（ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要。）

ただし、次の団体等については応募できません。

「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

（2）土地の要件

①運搬距離は、当該工事箇所から 15km 程度以内であること。

（工事箇所は別図参照）

②概ね 10,000m³ 以上の土砂搬入が可能な土地であること。

③大型ダンプトラック（10 t 車）で土砂の搬入ができること。

④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが申込み時に完了していること。

⑤土砂の流出等による周辺環境への影響がないと認められる土地であること。

3. 応募手続

（1）必要書類

①建設発生土の受入れ申込書

②誓約書

③受入れ申込地の位置図、写真

④埋立の許可証等の写し

⑤埋立計画図（平面図、縦断図、横断図等）

⑥受入れ申込地について土地所有の権利関係が確認できる書類
（字図、登記簿謄本の写し等）

⑦公募申込者と受入れ申込地の土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が確認できる書類（同意書等）

注）④,⑤,⑦については状況に応じて提出願います。また、受入れ申込み地の審査上、別途必要書類の追加をお願いする場合があります。

(2) 応募手続の留意事項

- ①公募申込みに要する費用は、すべて公募申込者の負担とします。
- ②必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却いたしません。
- ③必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。
- ④今回の公募に関して知り得た個人情報、公募の目的以外には使用しません

(3) 受付期間

令和元年6月10日(月)～令和元年7月9日(火)

(土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後4時迄です。)

4. 搬出先の選定

受入れ申込み地については、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、公募申込者側の協力体制、事業の効率性等も総合的に検討して搬出先を選定いたします。

選定結果は、公募申込者の方全員にお知らせします。

5. その他の留意事項

- (1)建設発生土の土質は、シラスの予定です。
- (2)建設発生土の運搬は、原則として道路公社が実施します。
- (3)搬出先の確定後、他の公共事業から建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬出を最優先とするため、当初の予定土量を確保することができない場合があります。
- (4)搬入路の確保は公募申込者が行ってください。その際、用地買収及び借地契約が必要な場合は、公募申込者が行ってください。
- (5)建設発生土の搬入中及び搬入完了後の受入れ地の管理は、公募申込者の責任で行ってください。
- (6)建設発生土の搬入に際し、搬入路沿線の住民あるいは地権者等から苦情・問い合わせがあった場合は、誠意を持って対処してください。
- (7)詳細については、別紙 のとおりです。

6. 提出先及び問い合わせ先

鹿児島県道路公社 道路部建設計画課

住 所 〒891-0104 鹿児島市山田町 2987

電話番号 099-275-3111

担当者 児島

別紙

- 建設発生土の搬入は概ね令和元年10月から約1年間に行う予定です。
- 建設発生土の搬出先として選定した土地の公募申込者（以下「受入者」という。）は、搬入土の土質的条件を指定できません。
- 受入者は、道路公社以外の土砂を受入れる場合、書面をもって道路公社に協議を行うものとします。
- 受入者は、搬入予定日までに周辺住民・事業所等へ建設発生土の受入れ期間等を周知し、了解を得てください。
- 受入者は、搬入予定日までに受入れ地内の支障となる物件等の移設解体、受入れに必要な施設の整備及び立木の伐採・抜根、除草を行ってください。
- 受入者として決定した後は、原則として辞退できません。
- 道路公社は、搬入土の敷均し締固めは行わないものとします。なお、締固めが必要な場合は、受入者の責任及び費用負担で実施してください。
- 受入者が敷均し締固めを行う場合は、道路公社の搬入計画に支障とならないよう調整を行ってください。
- 受入者は、搬入路及び出口に交通整理員を配置して交通整理を実施する等、交通の安全を確保する対策を行ってください。
- 搬入した建設発生土は、受入者の責任において管理するものとし、当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは、受入者が第三者への損害を賠償するものとします。